

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 花巻PAスマートIC受配電自家発電設備工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	「停電時に一部の負荷を発電設備からの給電に」とありますが、NAS 電池などの大型蓄電池設備からの給電工事は、工事实績として認められますでしょうか。	大型蓄電池設備は発電設備ではないため、工事实績として認められません。